

税のお知らせ

納税通知書を発送

軽自動車税、固定資産税・都市計画税



市では、軽自動車税および固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します。

納期限までに納付してください。

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在、ミニバイク（原動機付自転車）、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有または使用している人にかかる税金です。6月1日（月）までに納付してください。

なお、継続検査（車検）が必要な軽自動車および二輪の小型自動車については、納税通知書に「継続検査用納税証明書」をつけていますので、利用してください。□座振替（自動振込）を利用の人は、□座振替などにより納付確認後、6月末日に送付します。すでに軽自動車などを譲渡したり、使用していない場合は、表1のとおり廃車などの

手続きをしてください。

減免制度

災害にあった人や身体に障がいのある人などは、一定の基準により減免を受けられる場合があります。



身体に障がいのある人が利用する軽自動車に係る軽自動車税の減免については、表2に該当する人が対象となりますので、確認してください。申請時の必要書類などについては、問い合わせください。

申請期限は6月1日（月）です。

問 課税課・税政係

TEL 06・6992・1458

表1

車種	原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	軽自動車 （軽三輪・軽四輪）	軽二輪（126～250cc） 二輪の小型自動車（251cc以上）
手続き 問い合わせ先	課税課・税政係 TEL 06-6992-1458	軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 TEL 050-5540-2058
廃車時に必要なもの	上記へ問い合わせください		

表2

障がいの区分	A		B	
	①身体障がい者など（本人）が所有し、 運転する場合		左記以外	
	②身体障がい者などが所有し、常時介護 者が運転する場合			
手帳の区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害	1～6級	特別～6項症 1～3款症	1～4級	特別～6項症
聴覚障害	2～4・6級	特別～6項症 1款症	2～4級	特別～4項症
平衡機能障害	3・5級	特別～6項症	3級	
音声・言語・そしゃく機能障害	3・4級	特別～5項症	3・4級	特別～5項症
上肢不自由	1～6級	特別～6項症 1・2款症	1～3級	特別～6項症
下肢不自由		特別～6項症 1～3款症		特別～3項症
体幹不自由	1～3・5級			特別～4項症
脳病変による運動機能障害	1～6級	—	1～6級	—
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、 肝臓の機能障害	1～4級	特別～6項症	1～3級	特別～3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		—		—
療育手帳の交付を受けている人	療育手帳を有する人			
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	精神障害者保健福祉手帳を有する人			

軽自動車税の税率変更

地方税法の改正に伴い、市税条例の一部を改正しました。主な内容は次のとおりです。

軽自動車税の税率改正

平成28年度から、原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の税率が表1のとおり引き上げられます。

注 広報もりとくち平成26年10月1日号に記載の「平成27年度以降の引き上げ」は、平成28年度以降に変更となりました。

表1

区分		税率 (年額)	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー20cc超50cc以下	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円

表2

区分	税率 (年額)		
	平成27年度～		平成28年度～
	自動車検査証の初度検査年月が平成27年3月以前のもの(現行税率)	自動車検査証の初度検査年月が平成27年4月以降のもの(新税率)	経年重課(初度検査年月から13年超)
三輪の軽自動車	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円
四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円
四輪貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円

三輪以上の軽自動車などについては、平成27年度から自動車検査証の初度検査年月が平成27年4月以降の車両は表2の新税率が適用されます。

注 初度検査年月が平成27年3月以前の車両は、現行税率のままです(初度検査年月は13年まで)。

平成27年度において新税率が適用される車両は、平成27年4月1日登録、かつ初度検査年月が平成27年4月以降の車両のみです。

固定資産税・都市計画税

また、初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両(電気軽自動車などを除く)は、平成28年度から、

固定資産税は、毎年1月1日現在(賦課期日)で、土地、家屋、償却資産(総称して「固定資産」と言います)を所有している人に課税される税金です。

固定資産税を納める人(納税義務者)とは、原則として賦課期日現在の固定資産の所有者です。

したがって、年の途中で売買などによって所有者が変わっても、賦課期日現在の所有者が納税義務者です。

また、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日で固定資産を現に所有している人(相続人など)が納税義務者となります。

都市計画税とは、下水道、街路、公園の整備など、都市計画法や土地区画整理法に基づく事業を推進するための費用に充てる目的税で、固定資産税と併せて納めてもらうものです。

表2の経年重課の税率が適用されます。

問 課税課・税政係  
TEL 06・6992・1458



免税点

守口市内において同一人が

所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの固定資産税課税標準額の合計額が次の場合は課税されません。

- ▽土地………30万円未満
- ▽家屋………20万円未満
- ▽償却資産……150万円未満

納期限

- 第1期……6月1日(月)
- 第2期……7月31日(金)
- 第3期……9月30日(水)
- 第4期……11月30日(月)

減免制度

次のいずれかに該当する固

定資産については、固定資産税・都市計画税が減額または免除される場合があります。

- ・生活保護法の規定による扶助を受けている人が所有する固定資産
- ・不慮の災害で納税できなくなった人が所有する固定資産
- ・災害などで使用することができなくなった固定資産

これらに該当する人は、減免申請書に必要書類を添えて、所定の期限内に課税課・土地係・家屋係へ提出してください。

異議申し立ておよび審査の申出

固定資産税・都市計画税の賦課について不服があるときは、市長に異議の申し立てをすることが出来ます。

また、固定資産の価格(評価額)に関して不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることが出来ます。

いずれも納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内です。

問 課税課・土地係・家屋係  
TEL 06・6992・1474

ご存じ  
ですか

## 固定資産税 ・ 都市計画税

～評価替え～



固定資産税は、毎年1月1日現在（「賦課期日」といいます）で、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金です。

税額は、各資産の評価額を基に算出しますが、土地と家屋の評価額については3年ごとに見直す制度（「評価替え」と言います）が取られています。

前回の評価替えは平成24年度でしたので、今年度（平成27年度）、平成30年度と3年ごとに評価替えが行われます。  
**平成27年度評価替えの概況**  
宅地については、平成26年1月1日時点の地価公示価格の7割を目途とし、平成26年7月1日までの地価下落の状況を反映して評価額を見直しています。

家屋については、再建築費

（評価対象家屋と同一のものを評価の時点でその場所に新築した場合の建築費で、平成25年7月1日現在の建設資材などの価格が反映されます）

に建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況を反映して、評価額を見直しています。

問 課税課・土地係・家屋係  
TEL 06・6992・1474

### 大阪府からのお知らせ

自動車税の納期限は6月1日（月）です。納税通知書に記載の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、クレジットカード（インターネットによる手続き）で納期限までに納めてください。

問 府自動車税コールセンター  
TEL 0570-020156

### ご確認を！

## ～個人市民税・府民税、 課税証明書の必要年度～

個人市民税・府民税の平成27年度分（平成26年中所得）課税証明書は、6月上旬ごろから発行します。

ただし、サラリーマンなどで給与から特別徴収（天引き）している人は、5月中旬ごろから発行します。

証明書の取得を予定している人は、提出先が発行する説明書などで必要年度を再度確認してください。

不明な点は、事前に問い合わせください。

問 課税課・市民税係  
TEL 06・6992・1456

## 市税の 夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

夜間 5月28日（木）19:30まで

休日 5月24日（日）10:00～15:00

場 納税課（市役所1号別館2階）

TEL 06-6992-1852～1854

注 来庁時は、夜間休日出入口（正面玄関側）を利用してください。

車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日受付出入口（正面玄関側）の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますのでご協力をお願いします。

### 市税の コンビニ収納



個人市民税・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付書は、コンビニエンスストアでも収納が可能です。

次のコンビニエンスストアで利用できます。

全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、サークルKサンクス、デイリーヤマザキなど

ほかに、利用可能なコンビニエンスストアがありますので、詳しくは納税課へ問い合わせください。

注 コンビニエンスストアでは、次の納付書は取り扱えません。また、納付は現金のみの取り扱いになります。

○納期限を過ぎたもの

○金額を訂正したもの

○1枚の納付書の納付額が30万円を超えるもの

問 納税課

TEL 06・6992・1851  
1854

## 大阪府域地方税徴収機構に参加します

平成25年度末の、府内における府税および市町村税の収入未済額は940億円にのぼり、税の滞納圧縮は本市においても喫緊の課題です。

そのため、平成27年4月1日から「大阪府域地方税徴収機構」を設置することにより、府と本市をはじめ府内27市町が共同徴収を開始し、より積極的な滞納整理を行っています。

そこで、市民の皆さんに納税に関する理解を深めてもらうため、今月号では本市の市税の概要・取り組み状況・滞納整理の流れを、6月号では、納付案内・納付相談についてお知らせします。

### ①市税収入の概要

個人市民税と個人府民税は市で合わせて徴収しており、年税額に占める割合は個人市民税が約60%、個人府民税が約40%です。また、市税である固定資産税と都市計画税も合わせて徴収しています。

平成25年度決算における市税収入は、24億3千577万円で歳入全体の35.2%を占め、自主財源として極めて重要な収入となっています。

その内訳をみると、個人市民

税は65億3千184万円、固定資産税・都市計画税は合計112億8千533万円で、この3税目で83%を占めています。

市税は、社会福祉や社会保険など、一定割合で市が負担するよう法定で定められている費用、ごみ処理費用、道路や公園の整備・維持管理費用、教育関連費用など、市民の皆さんの日常生活に深く関わりのある事業の財源となっています。

一方、平成25年度決算における市税の収入未済額は16億146万円で、このうち個人市民税は8億2千34万円、固定資産税・都市計画税は合計7億3千520万円で、この3税目で約97%を占めています。

また、平成25年度決算における市税の滞納繰越額（当該年度が収入未済となり翌年度に繰り越された市税総額）を人口1人当たりで見ると1万2千40円で、大阪市および堺市を除く府内都市平均である7千646円に比べて4千750円多く、約1.6倍となっています。

本市の貴重な財源を確保するとともに、税負担の公平性を確保するために市税の滞納繰越額を減らすことが最重要課題となっ

ています。

### ②市税徴収の取り組み状況

個人市民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税については、平成21年4月から、1枚の納付書の納付額が30万円以下の場合にコンビニエンスストアでも納付できるよう納付環境を拡大しています。同年10月からは、納付期限を忘れて未納となっている人に納付勧奨するため、納付コールセンターを設置しています。

また、毎年12月と3月～5月までを「徴収強化月間」と指定し、臨戸訪問や電話による夜間催告を実施しています。

納税者の皆さんには自主納付をお願いしていますが、納付がななく滞納が続いた場合は財産を差し押さえ、これらの財産を換価・公売するなど滞納処分を行っています。

平成25年度の差し押さえ件数は240件で、内訳は表1のとおりです。

財産種類	件数(件)
不動産	72
預貯金	110
与信	2
保険	43
その他	13
合計	240

### ③滞納整理の流れ

市税の納期限を過ぎても納付されていないときは、表2のとおり滞納整理を進めます。

#### (1) 督促状発送

納期限を過ぎても納付がない場合は、市から督促状を送付します。

市では、督促手数料として80円を上乗せした納付書を同封しています。

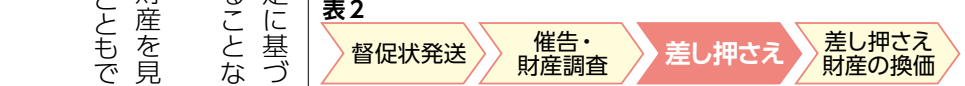
#### (2) 催告・財産調査

督促状が送付されても納付がない場合には、納付の催告を行ったり、差し押さえを目的とした財産調査を実施します。

照会先は、金融機関、保険会社、勤務先、取引先、官公庁などで地方税法

および国税徴収法の規定に基づき本人の事前了承を得ることなく実施します。

また、社内や家内の財産を見つけるために捜索を行うこともできます。



#### (4) 差し押さえた財産の換価

差し押さえた財産は、強制的に金銭に換えて市税に充当します。預貯金や生命保険などは、市が金融機関や保険会社に対して解約などの手続きを行い現金化します。

また、不動産や車などは本市が公売（売却）します。本市では、滞納整理の推進を1つの目的として大阪府域地方税徴収機構へ参加しますが、いきなり引き継ぐのではなく、事前に「引継予告通知書兼納付（納入催告書）」を送付します。

今月から順次送付しますので、市税の滞納繰越額の縮減に向けてご理解いただきますようお願いいたします。

### 用語の解説

●個人市民税の普通徴収  
市が納税通知書を納税者に交付し、徴収すること

●個人市民税の特別徴収  
市税の徴収について便宜を有する事業所などが徴収し、かつ、その徴収すべき税金を納入すること

●滞納整理  
滞納となった租税を徴収するための事務手続きの総称

問納税課

TEL 06・6992・1851  
1854